

官報

号外 昭和四十八年十二月十八日

第七十二回 衆議院會議録 第七号

昭和四十八年十二月十八日(火曜日)

議事日程 第五号

昭和四十八年十二月十八日

午後一時開議

第一 石油需給適正化法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 石油需給適正化法案(内閣提出)
国民生活安定緊急措置法案(内閣提出)

午後四時三十五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

島田琢郎君から、海外旅行のため、十二月二十六日から昭和四十九年一月十四日まで二十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 石油需給適正化法案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、石油需給適正化法案を議題といたします。

石油需給適正化法案

右
国会に提出する。

昭和四十八年十二月七日

内閣総理大臣 田中 角榮

(目的)

第一条 この法律は、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定する特定設備を用いる石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副産を除く。第六条第三項において「石油の精製」という。)の事業を行う者をいう。

4 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行う者をいう。

5 この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行う者をいう。

(対策実施の告示等)

第三条 内閣総理大臣は、我が国への石油の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するためこの法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(石油供給目標)

第四条 通商産業大臣は、石油の輸入動向、石油の在庫状況その他の事情を勘案して、通商産業省令で定めるところにより、石油供給目標を定め、これを告示しなければならない。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

(石油生産計画等)

第五条 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売量が一定の数値以上であることその他の通商産業省令で定める要件に該当する石油販売業者(以下「特定石油販売業者」という。)は、それぞれ、通商産業省令で定めるところにより、石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画(以下「石油生産計画等」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石油精製業者又は特定石油販売業者に対し、その届出に係る石油生産計画又は石油販売計画を變更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者(前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて石油生産計画又は石油販売計画の變更をしなかつた者を除く。)は、それぞれ、その届出に係る石油生産計画等(第一項後段の規定による變更の届出があつたときは、その變更後のもの。次項において同じ。)に沿つて石油の生産、輸入又は販売を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する石油精製業者、石油輸入業者若しくは特定石油販売業者が、正当な理由なく、その届出に係る石油生産計画等に沿つて石油の生産、輸入若しくは販売を行わなかつたと認め

るときは、その旨を公表することができる。

(石油の使用の制限)

第六条 石油を使用する者は、政令で定める期間(以下「使用期間」という。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

一 特定石油(その使用を特に節減する必要があるものとして通商産業省令で定める石油をいう。以下この項において同じ。)の指定がされていなく、政令で定める数量

二 特定石油の指定がされている場合において、特定石油のみを使用するとき 政令で定める数量

三 特定石油の指定がされている場合において、特定石油以外の石油のみを使用するとき 第一号の政令で定める数量

四 特定石油の指定がされている場合において、特定石油及び特定石油以外の石油を使用するとき 第一号の政令で定める数量。ただし、特定石油については、第二号の政令で定める数量

2 前項ただし書の規定による数量の指定は、石油供給目標、当該申出に係る者の当該石油の使用実績等を勘案して行うものとする。

3 第一項の規定は、石油を石油の精製に使用する場合には、適用しない。

4 主務大臣は、第一項の規定に違反した者があつたときは、その旨を公表することができる。

第七条 石油を使用する者(前条第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。)は、通商産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減に努めなければ

ならない。

(揮発油の使用の節減)

第八条 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、自動車に直接給油する事業を行う石油販売業者に對し、揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(石油の保有の指示等)

第九条 通商産業大臣は、特定石油販売業者に對し、通商産業省令で定める数量を超えない範囲内の数量の石油を、次項の規定による指示が行われた場合に限り販売することができるとして保有すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の利益の確保のために不可欠な事業又は活動に對する石油の供給に著しい支障を生じている場合において、その事業又は活動に對する石油の供給を確保するため特に必要があるとき、特定石油販売業者に對し、石油を売り渡すべきことを指示することができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(石油の供給のあつせんの指導等)

第十条 通商産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業及び活動(次項において「一般消費者等」という。)に對する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者を構成員とする団体に對し、石油の供給のあつせんその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 関係行政機関の長は、一般消費者等に對する

石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、通商産業大臣に對し、前項の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。

(割当て又は配給等)

第十一条 第四条から前条までに規定する措置をもつてしては、第三条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、石油の割当て若しくは配給又は石油の製造、使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に關し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第十二条 石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第六条第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その石油の使用状況に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 通商産業大臣は、第五条、第八条及び第九条の規定の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者若しくは石油販売業者に對し、その業務に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第六条の規定の施行に必要な限度において、石油を使用する者に對し、その石油の使用状況に關し報告させ、又はその職員に、石油を使用する者の営業所、事務所その他

の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第十一条第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、石油精製業者、石油輸入業者、石油販売業者、石油を使用する者その他政令で定める関係者に對し、同項に規定する事項に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第十四条 主務大臣は、第六条第一項ただし書の規定による数量の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(命令(の委任))

第十五条 第十一条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合における第四条から第九条までの規定の適用に關する措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第十六条 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び石油を使用する者の行う事業を所管する大臣とする。ただし、第十一条第一項の規定に基づく政令による権限の行使(第十三条第

三項の規定による権限の行使を含む。に關しては、その政令の定めるところによる。

2 この法律において主務省令は、前項本文の主務大臣の發する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(適用期間等)

第十七条 第四条から前条までの規定は、第三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間に限り、適用されるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項若しくは第二項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十三条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 第五条第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十一条 第十一条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代

表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における国際的な石油の需給動向にかんがみ、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる事態に對処し、石油供給目標の策定、石油生産計画等の提出及びこれに對する変更の指示等石油の適正な供給を確保するための措置並びに石油の使用に對する使用限度の設定、ガソリンスタンドにおける揮発油の販売方法の制限の指示その他石油の使用を節減するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長濱野清吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔濱野清吉君登壇〕

○濱野清吉君 たいだいま議題となりました石油需給適正化法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の国際的な石油の需給動向にかんがみ、わが国への石油の大幅な供給不足が生ずる事態に對処し、石油の適正な供給を確保し、使用を節減するための措置を講じようとするものでございます。

そのおもな内容は、

第一は、内閣総理大臣は、わが国への石油の供給が大幅に不足する等の場合において、その事態に對処するため、この法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示することとし、事態が消滅したと認めるときは、直ちに閣議の決定を経て告示すること。

第二は、通商産業大臣は、石油供給目標を定め、閣議の決定を経て告示しなければならないこと。

第三は、石油精製業者等は、石油生産計画等を通商産業大臣に届け出て、通商産業大臣は、生産計画等の変更を指示し、指示に従っていないと認めるときは公表することができること。

第四は、石油を使用する者は、主務大臣が政令で定める数量をこえて使用してはならないこととし、また、ガソリンスタンドに對し、その販売方法の制限を実施すべきことを指示することができること。

第五は、通商産業大臣は、特定石油販売業者に對し、国民の生命、財産の保護または公共の利益の確保のために不可欠な事業等に對する石油を供給するため、石油の保有、売り渡し等の指示を行なうとともに、一般消費者、中小企業者、農林漁業者並びに公益性の強い事業に對し、石油を供給するため、石油販売事業者の団体に對し、石油の供給のあつせん等を指導するものとする。

第六は、以上の措置をもつてしては事態を克服することが著しく困難であると認められる場合には、必要な限度において、政令で、石油の割り当てまたは配給等に関し必要な事項を定めることができること。

等でございます。

本案は、十二月七日当委員会に付託され、翌十二月八日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取し、さらに関係委員会と連合審査会を開く等、連日深夜にわたり慎重に審査を重ねました。

質疑のおもなるものは、今後のエネルギー政策と政府の方針、便乗値上げの防止と独占禁止法の厳正な運用、大幅な政令委任と官僚統制の排除、石油供給の優先順位、割り当て配給の具体的方法と監視体制等でございます。これらの詳細につきましては、會議録に譲りたいと存じます。

かくて、昨十七日質疑を終局いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかる、本法の運用方針、石油売り渡し命令、国会への報告、石油需給調整審議会の設置、検討事項等々を加えることを内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第でございます。

(拍手)

なお、本案に對し、割り当てまたは配給等の公平な実施等と内容とする附帯決議が付され、また、独占禁止法の運用の強化に關する件について決議が行なわれましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(参照)

石油需給適正化法案に對する修正案(委員会修正)

石油需給適正化法案の一部を次のように修正する。

第二条第三項中「第六條」を「第七條」に改める。

第二十一条中「第十一條」を「第十二條」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条中「前二條」を「前三條」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「第五條」を「第六條」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条第一号中「第十二條」を「第十五條」に改め、同条第二号中「第十三條」を「第十六條」に改め、同条を第二十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

第二十一条 第十条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

昭和四十八年十二月十八日 衆議院會議録第七号

石油需給適正化法案 国民生活安定緊急措置法案

一四四

第十七条第一項中「第四条から前条までの規定は、第三条を「第五条から前条まで(第十三条及び第十四条を除く。）」の規定は、第四条」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条第一項ただし書中「第十一条」を「第十二条」に、「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「第十一条」を「第十二条」に、「第四条から第九条まで」を「第五条から第十条まで」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条第一項中「第五条、第八条及び第九条」を「第六条、第九条及び第十条」に改め、同条第二項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第二項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十五条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(石油需給調整審議会)

第十三条 通商産業省に、附属機関として、石油需給調整審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 審議会は、関係大臣の諮問に応じ、石油の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、関係大臣に建議することができる。

4 審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以上以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(国会への報告)

第十四条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、第四条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる

日までの間におけるこの法律の施行の状況を報告するものとする。

第十一条第一項中「第四条」を「第五条」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「を構成員とする団体」を削り、「その他必要な措置を講ずるよう」を「をとするよう」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第三項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同項の次に次の八項を加え、同条を第十条とする。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その指示に係る措置を行わなかつたときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該売渡先に石油を売り渡すべきことを命ずることができ

る。

5 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し、必要な細目は、当事者間の協議により定める。

6 通商産業大臣は、第四項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

7 通商産業大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

9 第六項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第六項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

この場合において、身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別の配慮をしなければならない。

第八条第二項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条第四項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同条を第七条とする。

第五条第四項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(この法律の運用方針)

第三条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

2 政府は、石油に関し必要な情報を国民に提供するように努めなければならない。

附則

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、この法律の規定及びその実施状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の十二第二項の表中石油審議会の項の次に次のように加える。

石油需給調整審議会
石油需給適正化法(昭和四十八年法律第...号)の運用に関する重要事項を調査審議すること。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出)
○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国民生活安定緊急措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。国民生活安定緊急措置法案を議題といたします。

国民生活安定緊急措置法案
右

国会に提出する。

昭和四十八年十二月七日

内閣総理大臣 田中 角榮

国民生活安定緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。

(標準価格の決定等)

第二条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「指定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となるべき品目(以下「標準品目」という。)について、遅滞なく、標準価格を定めなければならない。

2 標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者の販売価格又は標準品目の物資を使用する者に対してその標準品目の物資の販売の事業を行う者の販売価格(以下「小売価格」という。)について定めるものとする。

3 標準価格は、当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用

及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域的事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 主務大臣は、標準品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、標準価格を改定するものとする。

2 標準価格は、第二条第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 前条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(標準価格等の表示等)

第五条 標準価格が小売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

2 主務大臣は、標準価格を小売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者がその標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に對し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(標準価格に関する指示等)

第六条 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えて

いると認めるときは、その者に對し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

一 標準品目 標準価格(取引の態様又は地域的事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域的事情その他の事情を参酌して受当と認められる価格。次号において同じ。)

二 標準品目以外の品目 標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して受当と認められる価格

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(特定標準価格の決定等)

第七条 第三条から前条までに規定する措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第八条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「特定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「特定品目」という。)について、遅滞なく、特定標準価格を定めなければならない。

2 特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に對して定めることができる。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格

又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、第一項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第五条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

第九条 主務大臣は、特定品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、特定標準価格を改定するものとする。

2 特定標準価格は、第七条第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 第三条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(課徴金)

第十条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に對し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日前において生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費、輸入価格又は仕入価格が当該特定標準価格を定めるに当たつて基準となつた

生産費、輸入価格又は仕入価格に比し著しく高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合であつて政令で定める場合には、主務大臣は、政令で定めるところにより、同項の課徴金を減額し、又は免除することができる。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による命令の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第十一条 主務大臣は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

(税務行政機関との相互通知)

第十二条 主務大臣又はその権限の委任を受けた

者は、第十条第一項の規定による命令をしたときは、その内容を国税庁長官及び関係の地方公共団体の長に通知するものとする。

2 国税庁長官又は地方公共団体の長は、その所管する機関に所属する当該職員が国税又は地方税に関する調査の際に知つた第十条第一項の規定に該当する販売に関する事項を主務大臣に通知するものとする。

(生産に関する指示等)

第十三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十四条 前条第一項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に對し、そ

の届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした生産業者(前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者を除く。)は、その届出に係る生産計画(第一項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

(輸入に関する指示等)

第十五条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十六条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十七条 主務大臣は、前条に規定する措置をもつてしては第十五条第一項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところから従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項又は前条第一項の規定による指示をしやうとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配慮しなければならない。

(保管に関する指示等)

第十九条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第二十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行つる者に對し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(売渡し、輸送又は保管に関する指示等)

第二十一条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるとき

は、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に對し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡し並びに売渡価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指定することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に對し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に對し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(設備投資に関する指示等)

第二十二条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として六月を下らない期間を指定することができる。

る。

第二十三条 前条の規定により指定された期間内に建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第一項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。以下同じ。)であつて、政令で定める規模以上のものの建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該建築物の建築が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしようとする者に對し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条 第二十二条の規定により指定された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設置をしようとする事業者(その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定め

る事業を行う者をいい、主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下同じ。)は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

二 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対して、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(割当て又は配給等)

第二十五条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある

場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第二十六条 指定物資を販売する者(主務省令で定める要件に該当する者を除く)は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該指定物資に係る経理に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(立入検査等)

第二十七条 主務大臣は、第五条、第六条及び第十條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、第十四条、第十六条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送の事業を行う者、生活関連物資

等に係る物品の保管の事業を行う者若しくは第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第二十五条第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された生活関連物資等の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第二十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第二十九条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(権限の委任)

第三十条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、外局の長、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(罰則)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二十七条第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 第十四条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十五条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(物価統制令の一部改正)

第二条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「主務大臣」の下に「物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」を加え、「価格等」を「当該価格等」に改める。

第三十三条及び第三十四条中「十万円」を「五百万円」に改める。

第三十五条中「五万円」を「三百万円」に改める。

第三十七条中「一万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律施行の際改正前の物価統制令第四十四条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年

法律第 号)の規定による課徴金及び

延滞金

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年

法律第 号)の規定による課徴金及び

延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第六条 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。

第一条中「生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)」を「国民生活との関連性が高い物資又は国民生活上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)」に改め、「国民生活の安定」の下に「と国民経済の円滑な運営」を加える。

第二条第一項中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。

第四条を次のように改める。

(売渡しに関する指示及び命令)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡し先当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他の命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

4 内閣総理大臣及び主務大臣は、第二項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

5 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

理由とすることができない。

第八条を次のように改める。

(権限の委任)

第八条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長に委任することができる。

第八条の次に次の三条を加える。

(罰則)

第九条 第四条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

理由

物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処し、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運

営を確保するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資について、標準価格等の設定及びこれらを遵守させるための措置、生産、輸入及び保管に関する指示等の措置その他の価格の安定及び需給の調整等に関する緊急措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。物価問題等に関する特別委員長平林剛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔平林剛君登壇〕

○平林剛君 ただいま議題となりました国民生活安定緊急措置法案につきまして、物価問題等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、物価の高騰その他、わが国経済の異常な事態に対処するため、生活関連物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定めることによつて、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保しようとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、生活関連物資等の価格が著しく上昇し、または上昇するおそれがあるときは物資を政令で指定し、その標準価格を定め、この価格を越えて指定物資を販売したときは、価格の引き下げ

を指示することができるものとし、正当な理由なくこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるとしております。

第二は、指定物資のうち、特に価格の安定を確保することが必要な物資を特定物資として政令で指定し、その特定標準価格を定めるとともに、これを越えて販売したときは、特定標準価格と販売価格との差額を課徴金として徴収することとしております。

第三は、生活関連物資等の供給が不足することにより、国民生活の安定または国民経済の円滑な運営が著しく阻害される場合、またはそのおそれがある場合においては、物資を政令で指定し、生産、輸入、保管に関する指示をすることができるとし、それに従わなかったときは、その旨を公表することができるとしてしております。

また、生活関連物資等の地域的な需給の不均衡に対処しては、緊急に不足物資をその地域に供給するために、売り渡し、輸送及び保管を指示できるものとし、この指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとしてしております。

第四は、国民生活の安定または国民経済の円滑な運営確保のため設備投資に関する需要の抑制をする必要があるときは、設備投資計画等の実施について抑制措置を指示できるものとし、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるとしてしております。

第五は、物価が著しく高騰し、または高騰する

おそれがある場合で、生活関連物資等の供給が著しく不足し、需給の均衡回復が相当期間を要する困難な事態においては、政令で、割り当て、配給、使用制限等の措置をとることができることとしております。

さらに、附則において、物価統制令の発動要件等の改正を行なうとともに、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律についても、特定物資の範囲の拡大、売り渡し命令の創設等所要の改正を行なうこととしております。

本案は、去る十二月七日本委員会に付託され、翌八日内田経済企画庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りしました。

本案は、緊急かつ国民に重大な影響を与える内容を持つものであり、このため、参考人からの意見聴取、商工委員会をはじめ関係委員会との連合審査会の開会等、連日にわたり慎重な審査をいたしましたのであります。

その質疑のおもな内容を申し上げますと、まず、「標準価格はいかなる方法で決定するのか。本案は、物価の高位安定をもたらさないか。政省令に委任する部分が多く、国会に白紙委任を求めるといふのではないか。本案は、所得政策と関連があるか」などについてであります。

これに対し、政府から、「標準価格は可能な限り資料を集め、迅速かつ公正に決定する。便乗値上げ等をチェックして物価の低位安定につとめる。

政省令の内容については、できるだけ国会に説明する。本案は、所得政策を前提としたものではない」などの答弁がありました。

なお、詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくして、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党から、国民生活必需品の優先的確保及び価格の安定につとめる等のこの法律の運用方針、中間卸売り価格についての標準価格の決定、本法運用に関し、重要事項を調査審議し、また建議する機関として国民生活安定審議会、また建議する機関として国民生活安定審議会の設置、国会に対する報告義務等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、討論、採決の結果、多数をもって本案は修正案とあり修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、生活必需品の安定的供給の確保、標準価格の決定にあたって高位安定とならないような配慮、及び独占禁止順守等を内容とする附帯決議が全会一致をもって付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国民生活安定緊急措置法案に対する修正案 (委員金野正)

国民生活安定緊急措置法案の一部を次のように修正する。

第三十四条中「第二十五条を」第二十六条に改め、同条を第三十七条とする。

第三十三条を第三十六条とする。

第三十二条中「第十四条を」第十五条に、「第二十三条を」第二十四条に、「第二十四条を」第二十五条に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条第一号中「第二十六条を」第二十九条に改め、同条第二号及び第三号中「第二十七条を」第三十条に改め、同条を第三十四条とする。

第三十条を第三十三条とし、第二十九条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条第一項中「第五条、第六条及び第十条を」第六条、第七条及び第十一条に改め、同条第二項中「第十四条、第十六条、第二十條、第二十一条、第二十三条及び第二十四条を」第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十四條及び第二十五条に、「第二十三條第一項を」第二十四條第一項に、「第二十四條第一項を」第二十五條第一項に改め、同条第三項中「第二十五条を」第二十六条に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国民生活安定審議会)

第二十七条 総理府に、附属機関として、国民生活安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その

他この法律の運用に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は関係大臣に建議することができ、

4 審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告)

第二十八条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

第二十四条第一項中「第二十二條を」第二十三條に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三條を第二十四條とし、第二十條から第二十二條までをそれぞれ一條ずつ繰り下げる。

第十九條第二項中「第二條を」第三條に改め、同条を第二十條とする。

第十八條中「第十六條を」第十七條に改め、同条を第十九條とする。

同条を第十四條とする。

第十二條第一項及び第二項中「第十條を」第十一條に改め、同条を第十三條とする。

第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第九條第二項中「第七條を」第八條に改め、同条第三項中「第三條を」第四條に改め、同条を第十條とする。

第八條第四項中「第三條を」第四條に改め、同条第五項中「第五條を」第六條に改め、同条を第九條とする。

第七條第一項中「第三條を」第四條に改め、同条第二項中「第二條を」第三條に改め、同条を第八條とする。

第六條を第七條とし、第五條第一項及び第二項中「小売価格を」小売業を行う者の販売価格に改め、同条を第六條とする。

第四條第二項中「第二條を」第三條に改め、同条を第五條とする。

第三條第二項を次のように改め、同条を第四條とする。

2 標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者、標準品目の物資の小売業を行う者又は標準品目の物資の販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。)の販売価格について定めるものとする。

(この法律の運用方針)

2 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たつては、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努めなければならない。

2 政府は、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に關し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するよう努めなければならない。

附則第六條を附則第八條とし、附則第四條を附則第六條とし、附則第五條を附則第七條とし、附則第三條の次に次の一條を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第五條 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

附則第三條を附則第四條とし、附則第一條を附則第三條とし、附則第一條の次に次の一條を加える。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後一年以内に、この法律の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

るものとする。

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。中村茂君。

〔中村茂君登壇〕

○中村茂君 私は、日本社会党を代表して、国民生活安定緊急措置法案について、国民と消費者の立場に立って、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

インフレは、政策の貧困による社会の病氣であり、強者を潤し弱者を苦しめる体制的な差別であります。病氣は正しい診断が必要であります。診察を誤れば生命を失うことになるからであります。インフレの病原を明らかにし、それに対応した処方せんをつくらなければ、病気をなおすことはできません。そのためには、社会を正しく診断する名医が必要であります。

田中総理は、診断のあやまちをおかそうとしております。インフレで国民が苦しんでいることを物価の異常事態と言ひ、物価暴騰の元凶は、日本列島改造という資源浪費の政策であり、日本をインフレ列島にしてしまったということを、なぜ国民の前に診断の誤りを明らかにしないのか。(拍手)これでは物価の安定をはかり、石油危機を乗り切ることのできるりっぱな、国民の納得のいく処方せんをつくることはきわめて困難であります。

世界の資本主義諸国が、その体制的矛盾を露呈

し、危機的状況を深化させている中で、日本の国家独占資本主義経済はますます経済的矛盾を拡大させ、爆発的な物価の高騰、公害の拡大、資源の浪費等になって国民生活に襲いかかっている。この事実、独占資本と政府・自民党は一体となって高度経済成長政策を押し進め、インフレの金融財政政策、公共料金の引き上げ、独占価格、管理価格の設定による高価商品の売りつけ、あるいは買い占め、売り惜しみなどの反国民的諸行動により、物価騰貴を進行させ、独占資本の利潤の増大と対外競争力の強化に全力を注いできた事実を見のがすわけにはいかないわけであり。(拍手)

現在進行しているインフレは、これまでいわれ てきたような物価高、消費者物価の値上がりとは性質の違った悪性インフレに進行してきている事実であります。卸売り物価はまるで機関車のように消費者物価を引っ張り、ウナギ登りに上昇を続け、その卸売り物価の上昇率は、十一月、三・二%と急騰し、終戦直後の混乱期を除けば、わが国の歴史始まって以来の暴騰となり、これが十二月には六%に達するといわれております。卸売り物価は必ず消費者物価に影響し、石油危機の追い打ちと相まって、高物価、物不足、不況の中のインフレーションとなることは必至であります。インフレと投機とギャンブルの渦巻く混乱の世相の中で、国民はいまほど不安と焦燥にかられているときはないと思うのであります。(拍手)

このような状況の中で、国民生活安定緊急措置

法案の審議が続けられました。

わが社会党は、国民生活を守る立場から幾つかの野党四党修正案を提起したのでありますが、そのほとんどが解決されておられません。この際、この法案の問題点について指摘して、国民と消費者の皆さんの御理解を得るものであります。(拍手)

その一は、標準価格を決定する物資の選別も、価格の決定も、政府、すなわち官僚の手によって、産業界の資料に基づいて国民と消費者が不在の中で決められ、その結果は実質的な価格カルテルとなり、大企業の意向を反映した高い水準の高値安定価格になるおそれがあるからであります。(拍手)そして、その標準価格を産業界の協力を得て守らせるといふことは、そのこと自身、官僚、産業界の共同行動が成立し、官産一体の、国民生活と消費者を無視した官僚統制に発展する危険が含まれていることを指摘しなければなりません。

(拍手) 第二は、標準価格と特定標準価格の価格決定の基準に、利潤を加えて得た額として、独占と大企業の利潤確保を優先させている点であります。また、配当制限を考へているともいわれており、その結果は、労働者の賃金が経営者によって抑制されることは明らかであります。まさに、この利潤導

入の政策は、所得政策への地ならしとしての役目を果たす結果になりかねないことに注意しなければならぬと思うのであります。

その三は、課徴金制度の取り入れであります。税金でも罰金でもないというこの制度は、公表するといふ社会的制裁と同じように、金で済むことなら何でもという悪徳商人には通用いたしません。有名無実になる危険性ははらんでおります。

しかも、課徴金で得た収入は物価対策に使用するなどに至っては、全くナンセンスといわざるを得ないのであります。

その四は、生産、保管、輸入、売り渡したは輸送に関し勧告制を採用していることでもあります。操業短縮という美名のもとに行なわれる生産サボ、買い占め、売り惜しみなどの流通操作による物不足、情報操作による物価のつり上げなど、大企業、総合商社の悪徳商法に対しては、勧告、公表程度では対処できないことは、これまで明らかであります。(拍手)この点は、命令規定によって消費者保護の立場から安定供給を確保すべきであります。

その五は、割り当て、配給制の採用であります。この制度を採用する事態は、国民にとって、その消費生活の面からも、経済、産業の分野からも非常事態であり、統制経済に道を開くことになり、その実態を緊急事態であるとか、運用は慎重にするといふことで政令にゆだねることではない内容のものであります。国民の日常生活優先の原則に立って、国会の議決を経て実施することが不可欠の条件であります。(拍手)

その六は、この法案が実施になった場合、一番

苦しむのは小売り販売業者であることである。消費者の苦情を一身に受け、その上に販売費は一方的に切り詰められ、官僚の介入がきびしくなるということである。抜本的な小売り業者の保護策が必要であることを銘記しなければなりません。(拍手)

その七は、このような国民生活に最も関係のある法案は、国民の深い理解と協力がなければ成果をあげることが困難であります。ところが、その配慮が全然ありません。官僚と産業界の共同行動で実施されるということであり、価格決定を含めて、国民の意見が十分反映できる民主的な審議会制度を取り入れるべきであります。価格決定の伴わない形だけの審議会では、官僚統制の歯止めにならないことは、これまた明らかであります。

その八は、公正取引委員会と経済企画庁で締結した国民生活安定緊急措置法の実施に関する覚書で、事業者または事業者団体と協力措置によってこの法律を実施することはカルテルを意味しないと一方的な覚書になっているが、みずからカルテル行為に介入することを意味しており、絶対に納得できないものであります。(拍手)

以上、八点にわたって問題点を指摘しましたが、いずれも法律の根幹に触れる問題であり、国民の立場に立った重要な課題であります。法は運用次第といわれるが、その運用が官僚と業者の協力関係で実施するに至っては、問題の本質である

物価の安定をはかり、国民生活の真の安定と勤労に希望を持つ社会をつくることは困難であります。(拍手)

わが党は、これまで一貫して政府・自民党の独占資本擁護の政策に強く反対し、国民生活を優先し、実質的な生活向上をはかる政治を要求してきました。大資本と大地主の利益をふくらませる日本列島改造、浪費型路線をやめ、大型予算の縮小と公共事業費の削減、大企業への法人税増加、受け取り配当非課税など税制上の優遇措置の廃止、国鉄運賃、健保料金、消費者米価等、公共料金という名の大量取奪の料金値上げの反対、独占価格や買ひ占め、売り惜しみのきびしい規制措置、流通機構の整備、独禁法の改正と公正取引委員会の強化、日本農業再建による農産物価格の安定等、国民生活の安定をはかるために必要不可欠な政策を具体的に提示して、その実行を主張してきたのであります。

政府は、本法案を制定する前提として、このようになわが党の正当な主張と政策を実施に移す必要があるものであります。そして、いま、石油危機、総需要抑制の名のもとに、いままでの政策の失敗を勤労国民に押しつけようとしております。

わが党は、国民の名において、高値安定、独占と大企業擁護、官僚統制に道を開く本法案について反対するものであります。(拍手)

最後に申し上げます。いま政治にとって一番必要なことは、政府みず

からが政治姿勢を正し、田中総理の決断と実行が独善と欺瞞の政治にならないよう警告して、私の討論を終わりたいいたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 片岡清一君

〔片岡清一君登壇〕

○片岡清一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、国民生活安定緊急措置法案について、賛成の討論を行なうものであります。(拍手)

本法案は、今日までの質疑応答を通して明らかになりましたとおり、物価の高騰その他のわが国経済の異常事態に対処し、生活関連物資及び国民経済上重要な物資について、価格の安定及び需給の調整に関する緊急措置を定めており、これらの諸措置の適時適切な運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保しようとするものであります。

現下の物価の高騰は、まさに異常であります。

昨年末以来、木材価格の高騰が始まって、鉄鋼、繊維、大豆へと価格上昇は波及してまいりました。当初の価格上昇は、農産物の世界的な不作に触発された海外物価の高騰という一時的要因によるもの、及び国内過剰流動性の存在など、総需要抑制策の強化により抑制し得るものと考えてまいりましたのであります。しかし、物価高騰の炎はおさまる様相を示しません。特に、最近に至っては、石油供給削減の影響を受け、物価は一段と暴騰するに至っております。

本年十一月の卸売り物価指数は対前年比三・

二%、前年同月比では二・三%上昇となり、現在にはまさに憂慮すべき事態に直面しているといわねばなりません。このような異常事態に対処し、物価の高騰を抑えるためには、もちろん総需要の抑制がはからなければならない。財政投融資規模の思い切った圧縮と、金融の引き締めをさらに強化し、石油削減による総供給の縮減に見合った総需要政策に加えて、国民生活の安定のためには、個別物資に対する対策も不可欠であります。

きめこまかく個別物資の需要動向を把握し、必要に応じ特定物資につき価格の標準を定め、その安定をはかることはもとより、生産が不十分な場合には生産の促進を、輸入、輸送の促進をというように、価格、需給両面に適時適切な措置が求められなければならない。

本法案は、このような要請にこたえ、経済の異常事態の程度に応じ、緩急それぞれの手段により適切な対処ができるよう措置されているところであり、すなわち、価格の調整面においては、まず標準価格を設定し、これをこえて販売する者に対しては価格の引き下げの指示及び公表の措置がとれることとしております。

次に、標準価格制度によってもなお指定物資の価格安定がはかられないような事態に対処しては、特定標準価格を設定し、これを越えて販売した場合には、その差額を課徴金として徴収することとしております。

昭和四十八年十二月十八日 衆議院會議録第七号 国民生活安定緊急措置法案

さらに、緊急事態に直面しては、物価統制令による統制額の設定と、これをこえて販売した場合の罰則の適用という強い措置が講ぜられることとされております。

一方、需給調整の面では、総需要抑制策の一環として、設備投資の抑制の指示公表を行ない得るとともに、供給確保の見地から生産、輸入、輸送等の指示等ができることとされております。さらに、供給が著しく不足する等きびしい事態に対応いたしましては、割り当て、配給等の措置をとり得ることとしております。

以上のように、本法案はまさに経済変動の実態に即応して、適時適切な手段を講じ得るよう、万全の措置をとっているものと評価できるところであります。(拍手)

もちろん、本法は乱用されてはなりません。その運用にあたっては広く国民の声を徴し、その理解と協力を仰ぎ、直面する事態を的確に判断し、いたずらに弱い者いじめにならないよう適切な措置を講じなければなりません。また、いやくも本法の乱用により官僚統制の弊におちいることは、厳に戒めるべきものと信じます。

政府が本法の期するところを真に生かし、適切な運用をはかることを期待しつつ、経済の異常事態に対処するための本法の必要性及び緊急性を認識し、賛成を表明するものであります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 野間友一君。

〔野間友一君登壇〕

○野間友一君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、内閣提出の国民生活安定緊急措置法案及び自由民主党の修正案に反対する討論を行ないます。(拍手)

昨年来の物価の異常な急上昇、これと並行してつくり出された物不足は、生活保護者、年金生活者などもより、労働者、農民、漁民、中小零細業者など、すべての働く人々の生活を耐えがたいまでの深刻な状態におとし立てております。今日の事態を招いた政府の責任はきわめて重大であります。

す。(拍手)

田中内閣は、大企業が過剰流動性をかかえているまことにそのとき、金融をいたずらに緩和し、列島改造論で土地投機、商品投機をあおり立て、超大型インフレ予算を組み、国鉄運賃、消費者米価をはじめ、次々と公共料金引き上げの決定を行なったのであります。

しかも、大企業による砂糖、石けん、トイレットペーパー、建設資材などの売り惜しみ、価格つり上げに対して、買占め売り惜しみ法の適用すら行なわず、大企業の火事場どろぼう的な大もうけを放置してきたのであります。

今日の石油危機は、物価高、物不足と再生産の攪乱を一そう促進させていますが、その根本原因がアメリカ系大資本が支配する石油に依存する対米従属的エネルギー政策とアラブ政策に見られるような対米従属外交にあることは、国会審議を通じて明白となったのであります。(拍手)

しかも、田中内閣は、これらの失政に何らの反省も加えず、財界、大企業の石油危機対策に盲従し、大企業の価格カルテルを容認し、一切の犠牲を国民に転嫁する本法案を提出したのであります。

私は、ここに、本法案に反対する態度を断固として表明するものであります。(拍手)

その第一の理由は、政府の価格決定が必然的に物価の上昇を迫認することとなり、価格を値上げ前に戻せという国民の痛切な声を全く無視していることとあります。

本法案によつて政府が定める標準価格、特定標準価格なるものは、すべて市場の実勢をもとにきめられるもので、今日の異常な物価高をそのままだ反映するものとなることは明白であります。これは大企業の価格つり上げの追認にほかなりません。価格を値上げ前に戻すただ一つの道は、これまで国民の目から隠されていた価格形成にメスを入れ、市場をまかり通ってきた大企業の生産費、仕入れ価格、輸入価格や膨大な利潤にメスを入

れ、その原価計算を厳密に行なうことであります。大企業の不当な利潤を抑え、国民だれもが納得できる適正な生産費、仕入れ価格や利潤を明らかにし、これを指示価格として厳重に守らせることとあります。

さらに、この指示価格決定のために必要な資料を提出させる資料提出命令の権限を規定し、原価を広く国民に公表することが必要であります。

本法案には、これらの物価安定のための最小限の条件すら欠落しており、とうてい国民の期待にこたえるものとはいえないのであります。

第二の反対の理由は、国民の生活必需品物資の優先的な安定供給が全く確保される保障がないこととあります。

国民の生活に必要な物資を大量に生産し、在庫を大量にかかえている大企業に気がねをしている政府は、国民のために生産、出荷、輸入、輸送、保管などを大企業に命令することができず、わが党の命令権を認めよとの主張に一貫して反対してきたのであります。この態度こそ大企業の売り惜しみ、買い占めとともに、今日国民生活を深刻な状態におとし立てている元凶であります。

いま国民は、プロパンガスや灯油、砂糖、小麦粉などに困っております。特に心身障害者や老人ホームなどの社会福祉施設や生活保護世帯は塗炭の苦しみを受けております。だからこそ、わが党は大企業に対して命令できる規定を入れ、一般消費者、中小企業、農漁業者、公共交通事業、医療社会福祉事業、言論出版に関する事業について

は、特に必要な物資の優先確保を政府に義務づけることを主張してきたのであります。(拍手)本法案は、このような国民の切実な要求に何らこたえるものになっていないのであります。

第三の反対理由は、本法案が配給、割り当てなど、憲法第二十二條の営業の自由、第二十九條の財産権の保障など、基本的な人権にかかわる重大な決定を行なうのに際し、国会の議決を行なわず、政令にまかせようとしていることとあります。

今日のような経済危機に際して、国民生活防衛のために配給、割り当て制を導入することはやむを得ざる措置であります。この決定は、国権の最高機関である国会の議決によってこれを行なうのが当然であります。この当然の措置すら行なううとしないことは、国民の基本的な人権にかかわる重大事態を一片の政令によつて行なおうとする田中内閣のファッショ的態度を明白に示すものであります。(拍手)

第四の反対理由は、本法案の国民生活安定審議会は、わが党をはじめ野党が一致して主張してきたものとは全く異なり、国民参加のもとに、大企業の横暴や政府の大企業への追従を何ら阻止する機能を持たないこととあります。

すなわち、本法案による審議会は、総理大臣または関係大臣の諮問がなければ建議を行なうことができず、現行の物価安定政策会議が総理の諮問がないため二年間も開かれなかった前例を踏襲する危険があります。これは、諮問の有無にかかわらず、自主的、積極的に問題を内閣に提起するといふ、わが党をはじめ、野党各党が主張してきた審議会とは全く異質のものであります。また、消費者をはじめ、国民各層を民主的に代表するといふ民主的構成も保障されていないのであります。これでは、従来の自民党政府下の審議会と何ら変わらぬ、大企業本位の自民党政治をおおひ隠すイチャジクの業の役割りをになわされるだけだといわなければなりません。(拍手)

いまや、国民の前には、この重大な経済困難を前にして、大企業の利益を優先し、国民生活を犠牲にするのか、それとも国民多数の意思を反映して、大企業の横暴を民主的に規制し、国民生活を防衛するかの二つの道のきびしい選択が迫られていのであります。

日本共産党・革新共同は、断固として自民党・田中内閣の大企業奉仕の道に反対し、経済政策の根本的転換を目ざして奮闘する決意をここに表明します。(拍手)

なお、この法案の委員会審議において、わが党が抜本的修正案を提起する意思を委員長に表明し、

これで私の反対討論を終わります。

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの発言中、事実の有無について、速記録を調査の上、善処いたし、

和田耕作君。

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されております国民生活安定緊急措置法案並びにその修正案に対し、賛成の討論を行ないたいと思ひます。(拍手)

現在わが国の経済は、いまさら申すまでもなく、戦後かつてない異常な事態を迎えているのであります。とどまることを知らないインフレ、物価高、灯油、プロパンガス、紙などの各種の物不足、電力の使用制限など、国民生活を非常な混乱におとしめ、日々の生活を強く圧迫しているのであります。

わが党は、このようなインフレの悪化を憂へ、特に田中総理就任以来、政府に対して、新幹線、高速道路など大型プロジェクトの縮小、高度経済成長の転換、そしてまた、政府みずからきめる公共料金の値上げのストップなど、各種の物価抑制政策を強く提言してきたのであります。にもかかわらず、政府はこれを聞き入れず、最近の石油ショックと相まって今日の異常な事態を迎えたことは、きわめて遺憾であり、ここに鋭く政府の政治責任を指摘したいと思ひます。(拍手)

しかしながら、この重大な事態に対して、責任を追及するだけでは対策にはなりません。私は、民社党がなぜこの国民生活安定緊急措置法案という法案と、その修正案に対して賛成するのか、その理由を明らかにしたいと思ひます。

石油の大幅削減という緊急事態に対処するため、に急遽提案されたものでありますし、した

がつてまた、その内容はいろいろの問題点を含んでいることは明らかであります。また、自由放任といういままでの経済指導のしかたが現在のインフレを招いたというものは否定することはできないし、この根源を突こうと思へば、計画と統制という論理を持つてこなければならぬわけでござい、ます。この二つの問題はかなり矛盾したものでござい、ます。また、そこから生まれる政策は、きわめて広範な内容を持つものでござい、ますし、その政策の効果がどのようにあらわれてくるか、不確定な要素を持つておると思ひ、のでござい、ます。

したがって、私どもは、このような法案に対しては、まず第一に考えなければならぬことは、この法案を、緊急事態に対してまずやってみる、できるだけ正しい政策にしてやってみるということだと思ひます。(拍手)しかし、やってみた結果、いろいろの問題が出てくるわけでござい、まして、そのような問題については、ちゅうちょなく国民の生活安定のために見直すことが必要だと思ひ、のでござい、ます。(拍手)このような意味で、私どもは、この与党との修正の折衝の最後の段階において、一年以内にその問題点を見直すという修正点が出たことを高く評価しておるわけでござい、ます。(拍手)

第二の問題点は、この価格統制は民主的に運用しなければならぬわけでござい、ますが、このためには、消費者の利益、消費者の要望を無視するようない結果になりがちな統制でありますから、それに對して格段の配慮が必要だということであり、ます。

この問題について、政府原案には非常に欠けておったと思ひます。しかし、あるいは価格をきめるといふ場合に、あらかじめ国民にはかる、各利害の相違う方々に相談をするというようない態度はとれないことも理解ができます。そうであれば、政府が責任を持つてやった場合にも、必ずそれを事後に消費者に、国民に納得を求めるといふシス

テムが必要だと思ひます。(拍手)このような意味で、政府が修正に乗ってきた、つまり国民生活安定のための審議会の設置ということ、不十分ではあり、まして、その道を開くという意味で重要な問題だと考えております。(拍手)

私どもは、この国民生活安定のための審議会の運用について、特に政府にお願いをしたいと思ひ、ます。この問題は、政府の責任ののたため、政府の好む問題だけを諮問するようない態度は、絶対に避けなければならぬと思ひます。この修正案の中にはそのことばはあり、せんけれども、国民に對して、標準価格の決定がどのようないきさつで行なわれたか、生産費用はどれくらいなのか、適正利潤はどれくらいなのか、あるいはまた、その他の費用について国民の納得を求めるための真摯な努力が必要だと思ひます。(拍手)このようないことについて、政府の言明を私どもは信じたいと思ひます。そして、もしそれができなければ、きびしく追及していきたいと思ひます。

また、この法案について、政府が情報の提供等についてできるだけのことをするという約束をしたこととてござい、ます。このようない問題については、私は、本法の第二条で政府はそのことをするといふ修正をしたのでござい、ますけれども、この問題について審議を重視すると同じように十分配慮をする必要があると思ひます。

そしてまた、この同じところにありますように、政府は初め国民生活を最優先にするという配慮が欠けておりました。この問題も修正によつて不十分ながら明らかにされたことも大事な点だと思ひます。

以上、いろいろの問題点を申し述べてまいりましたけれども、このようない問題について、私どもは、国会というこの国権の最高の機関が国民生活に大きな障害、問題を与えるこの法案に對して絶えず監視をする必要があると思ひます。最初、この法案の運営に對して、政府は国会への報告といふ問題が欠けておったと思ひます。このようないこ

とでは、この官僚統制におちいりがちな法案の運営に對してきわめて不十分であつたと思ひます。その点について、国会への報告という問題が入れられたことも評価される一つだと思ひ、のでござい、ます。(拍手)

以上、このようない修正点は、野党四党協力をして、そしてこの一週間ほとんど夜の目も寝ずにがんばつてきたわけでござい、まして、これはむしろ民社党の努力ではあり、せん。社会党を中心とした公明、共産を含めての野党四党の真摯な努力であつたと思ひます。しかしながら、この段階においてい、ま私が申し上げた幾つかの修正点について野党四党の評価の違ひが出たことは残念に思つておりました。たぶん野党、他の諸党の方々も一生懸命に修正をして、そして、修正点については、それぞれ多少の程度はあつても、満足あるいは不満足な点があつても、その修正を心の中では評価しておると思ひます。そういう評価をもつと率直に出していくことが必要だと私は考えております。

(拍手)なぜならば、これはいろいろない問題を規定しておりましたけれども、この法案の一番大事な点は、政府がやる気になるかどうかということとてござい、ます。(拍手)政府をやる気にするためには、野党も、その政府の責任を追及しながらも、政府に對して鞭撻をするといふ配慮が必要だと思ひ、のでござい、ます。(拍手)このようない点におきまして、せつかく努力をしてきた野党四党のとうとい努力といふものが、最後に評価が分かれたことを遺憾に存じております。

今後とも私どもは、野党諸党とも協力をしながら、政府が責任をもつてこの修正の趣旨に沿つて国民、消費者の利益のために一生懸命に責任を果たすことを期待して、私の賛成討論を終わりたいと思ひます。ありがとうござい、ました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 有島重武君

〔有島重武君登壇〕

○有島重武君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました国民生活安定緊急措置法案並

びに自民党提出の修正案について、反対の討論を行ないます。(拍手)

わが党は、当面するインフレ、物価高、石油危機という事態を招来した政府・自民党の大企業優先の高度経済成長政策と対米追随の閉鎖的外交政策の責任に対し、あくまで追及してやまないものであります。本国民生活安定法案に關しまし、野党四党共同提案の修正を自民党が受け入れて、与野党の一致のもとに成立させることを目標として、努力してまいりました。

これは、今日の事態を招いた政府・自民党が、これまでの政策の失敗を反省し、文字どおり国民生活安定に取り組むことを期待したこと、今日の事態を克服するためには、政府、与野党を越えて問題の解決に当たらなければならないということにほかなりません。

政府提出の国民生活安定法の実体は、国民各層から批判のありますように、目ざす目的とは逆に、高価格安定、カルテルの実質的な合法化、国民経済統制という弊害の残存させる懸念の多いものであり、その中において才知にたけた老練な者のみが利益をむさぼり、庶民はひたすら乏しく高価な物資を求めて、狂奔と悲嘆の日々を送らざるを得ない内容となっております。

政府原案の、こうした国民に対し安定はおろか、混乱のみを残すおそれのある法案に対し、公明党は、あくまでも国民生活の安定、消費者の擁護の立場から、大幅な修正を強く主張したのであります。政府・自民党は、これをくみ取るうとせず、本質的な修正を行わずして、原案の矛盾を正面から解決する努力を避けたのであります。わが党は、かかる法律をつくって当面を糊塗しようとするような政府・自民党の姿勢こそ、逆に国民生活を破壊的な混乱におとし入れるものであり、国民の要求とはほど遠いものであると判断し、ここに反対を表明する次第であります。(拍手)

の安定は絶対にできないというよりも、むしろかえって物価高騰に拍車がかかるからであります。国民がおそれていることは、政府案及び修正案にある標準価格はどうして定められるのか。高値にきめられるのではないのか。さらに、一度きめられた価格をどうして守られるのか。はたして守られるのだろうかということでもあります。この点について、政府案及び修正案には何らの保証がありません。逆に、従来からの政府の大企業との癒着ぶりから見ても、価格構成等の決定の根拠を公開すること、あるいは価格決定に伴う立ち入り検査などがなければ、企業主導型の高位価格になることは必至と見なければなりません。すでに灯油、プロパンガスの指導価格の例に見るごとく、本法案によって、いままでも廉価で販売されていたものが、施行当日から標準価格まで上回る取引が行なわれるであろうことも十分予想されるのであります。

第二に、課徴金について、その性格は刑事罰ではなく、行政罰の一種であることされ、政府案においては特定標準価格を越えて販売した差益のみの徴収となっております。

特定標準価格を越えて販売したことが政府に発見されるまでのばく大な利潤は保証されていることから、何ら実質的な企業の損失とはならないのであります。価格高騰の歯どめたる効果をどうして期待し得ましょうか。

いまや、物価は完全に操作されていることは明白な事実であり、物の不足、価格上昇、緊急放出、高値安定、このパターンがいずれの物資についても見られる現状であります。もはや企業の良心に依頼することはできない。明らかに国民生活全般を度外視しているのが現実であります。この競争が行なわれているのが現実であります。このような前提からして、徹たたる課徴金など、企業が何でおそれるでありましょうか。

第三には、価格を安定させるために最も必要で

ある生産、流通に対し、有効な手段を打とうとしていないことでもあります。

幾ら価格をきめたとしても、供給が円滑に行なわれないとしたならば、価格は安定しようはずがありません。政府並びに修正案は、生産、輸入、保管、売り渡し、輸送等につき、指示に反した場合でも公表程度にとどめていようとしていますが、このような及ばずで供給が確保されるのでありましようか。私は、指定された物資において、利潤確保のため恣意的に供給を滞らせようとする者に對し、公表は当然のこととし、命令という手段を講ずるべきだと主張するものであります。(拍手)

第四に、修正案は、国民の意向に密着した民主的な措置を意圖的に排除し、政府の独善的な措置を講じようとしていることでもあります。

わが党は、より民主的な方法によって法律を運用するために、国民生活審議会並びに住民生活審議会の設置を要求したのであります。自民党修正案の中には、単に従来どおりの御用審議会程度の設置しか認められておりません。

審議会によって厳密な価格の設定、生産、保管、輸入、売り渡し等が民主的にはかられてこそ、国民の意思を反映させることができるのであります。政府は、行政措置の迅速性のみを強調し、国民の切なる声を聞くこととは納得できないのであります。

さらに問題なのは、割り当て、配給における国会の事前議決を無視したのみならず、事後の承認さえも押り去ってしまったことでもあります。戦中、戦後に見られた統制が統制を呼ぶという事態を避けるためにも、あるいは割り当て、配給が民主的に行なわれるためにも国会の事前議決が必要であり、少なくとも国会の事後承認が必要となるのは当然であります。政府の権限を野方に拡大しようとする国民無視の姿勢は、絶対に認めることはできません。(拍手)

第五に、買占め売り惜しみ規制法を改正し、おそまきながら野党の主張どおり売り渡し命令規定

を設けたものの、実際の売り渡しの段階においては、売り渡し価格を当事者間の協議によって行なおうとし、売り渡し命令によって価格の上昇を招くという、大企業保護の骨抜き措置をとっていることでもあります。

以上、おもな点を申し述べましたが、当面している異常事態は、単に法律を制定すればこと足りるというものではありません。重要なことは、政府が政府の責任において物価を安定させるという強い決意に立つて、大企業の投資を中心とした総需要抑制政策、あるいは価格のつり上げや便乗値上げが大企業の思うままに行なわれている現行の産業構造、市場構造そのものにメスを入れる独禁政策の確立がなされなければならないと思います。

わが党は、今後とも政府・自民党に対し、かけ声だけの物価対策を追及すると同時に、いっとき早く物価の安定が実現できるよう全力をあげることをここに表明し、政府案並びに自民党提出の修正案に対し、反対の討論を終わります。(拍手)

議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

午後五時五十一分散会

出席閣僚大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君
国務大臣 内田 常雄君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、昨十七日、藤野事務局長から小島裁判官訴訟委員会委員長及び岸田参議院事務局長あて、本院は裁判官訴訟委員会及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書のとおり指定した旨通知した。

裁判官訴訟委員会

田中伊三次君(稲葉 修君の補欠)

中垣 國男君(森山 欽司君の補欠)

大竹 太郎君(渡辺美智雄君の補欠)

同予備員

第三 田邊 誠君(角屋堅次郎君の補欠)

一、昨十七日、本院は皇室經濟會議予備議員小平久雄君辞任につきその補欠として長谷川四郎君を選任し、予備議員の職務を行なう順序は、長谷川四郎君を第二順位とし第二順位の予備議員である園田直君を第一順位とした旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

大浜 英子君 近藤 英明君
堀米 正道君 梶谷 善久君
風早八十二君

同予備委員

小島 憲君 近藤 操君
遠藤 隆次君 小幡 操君
小沢 茂君

一、昨十七日、本院は航空事故調査委員会委員長に守屋富次郎君を、同委員に岡田實君、上山忠夫君、諏訪勝義君及び山口真弘君を任命することと同意した旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、昨十七日、本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員西村直己君及び同小川平二君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員漆徹郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は九州地方開発審議会委員に衆議院議員佐藤文生君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は四国地方開発審議会委員に衆議院議員木村武千代君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員藤尾弘吉君、同田中龍夫君及び同加藤六月君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員水田三喜男君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員福田篤泰君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は北海道開発審議会委員に衆議院議員本名武君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十七日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員水田三喜男君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、昨十七日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任
木村武千代君 小泉純一郎君
島田 安夫君 近藤 鉄雄君
折小野良一君 小沢 貞孝君
小沢 貞孝君 折小野良一君
小沢 新次君 松尾 信人君

小泉純一郎君 木村武千代君
近藤 鉄雄君 島田 安夫君
松尾 信人君 小沢 新次君

外務委員

辞任

小林 正巳君 補欠
土井たか子君 越智 通雄君
越智 通雄君 小沢 正巳君
竹村 幸雄君 土井たか子君

文教委員

辞任

安里積千代君 補欠
小沢 貞孝君 小沢 貞孝君
小沢 貞孝君 安里積千代君

商工委員

辞任

越智 通雄君 補欠
竹村 幸雄君 村岡 兼造君
小泉純一郎君 土井たか子君
塩崎 潤君 中村 弘海君
村岡 兼造君 越智 通雄君
松尾 信人君 小沢 新次君
中村 弘海君 塩崎 潤君
土井たか子君 竹村 幸雄君
小沢 新次君 松尾 信人君

予算委員

辞任

安里積千代君 補欠
折小野良一君 折小野良一君
折小野良一君 安里積千代君

議院運営委員

辞任

小沢 貞孝君 補欠
玉置 一徳君 玉置 一徳君
小沢 貞孝君 小沢 貞孝君

(議案送付)

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十八年度分の地方交付税の特例に関する法律案

(答弁書受領)

一、今十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員上原康助君提出沖繩國際海洋博覧会に関する質問に対する答弁書

沖繩國際海洋博覧会に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

提出者 上原 康助
昭和四十八年十二月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
沖繩國際海洋博覧会に関する質問主意書

私は、去る九月十九日付で「復帰一年後の沖繩問題に関する質問主意書」を提出し、沖繩が当面しているいくつかの重要事項について政府の見解と施策をただしたが、そのいすれについても納得できる回答が得られなかつたことは、極めて遺憾である。

ここに改めて、沖繩國際海洋博覧会に関し、その後の情勢の変化を踏まえて質問致したい。

一 政府は、前記の私の質問に対する十月十二日付の回答で、「海洋博覧会、沖繩の本土復帰記念事業の一環であり、本博覧会に関連して公共施設の整備を図ること等により沖繩經濟社会開発を促進し、沖繩県民の福祉向上に大きく寄与するものである」と述べ、またこれは世界で初めて海洋をテーマとする國際博覧会であり、国の内外から大きく期待が寄せられている。従つて、政府としては海洋博覧会の推進に全力を傾注する所存であり、これを延期若しくは中止する考えは全くない」と言明している。また、国会における各委員会の論議の過程でも、海洋博覧会「延期・中止」は博覧会条約上の手続、制約などもあつてできないことを再三再四強調してきたのである。

しかるに今回、石油問題がきつかけとなつて海洋博覧会の延期・中止あるいは規模の縮小ということが政府として公式に検討されるという。政府のこのような態度のひよう変は、石油危機という憂慮すべき状況の変化があつたにしても内

昭和四十八年十二月十八日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長長の報告

一五八

外に与える影響は、極めて大きいといわねばならない。とくに沖縄現地に与えた不安と動揺は深刻である。そこで政府は、最近の経済事情の変動、沖縄現地の状況などを踏まえて海洋博についての確固たる方針を改めてしかも早急に明らかにすべきである。

延期があり得るのか、あるとすればその幅、規模の縮小があるのか、どの程度の縮小なのかなど、海洋博についての政府のこれからの基本的な考え方と方針を明らかにしてほしい。

二 海洋博に対する政府の姿勢、対処の仕方は、これまで度々指摘されてきたとおり、たえず後手にまわっている。例えば海洋博関連事業の強引な推進によつて、本来最も優先されるべき県民の福祉施策が後回しにされ、異常なまでの物価の高騰、建築資材、労働力の不足、農業破壊、中小零細地場産業の圧迫など、はかり知れない打撃を沖縄の経済と社会に与えている。これら「海洋博デメリット」の解消については、国会においてはもとより、現地の各関係団体から幾度となく要求されてきたにもかかわらず、それらについては何ら手をつくさず「何が何でも海洋博を予定どおりやるんだ」となりふりかまわずに海洋博準備を進めてきたのがこれまでの経過であつた。にもかかわらず、この期におよんで石油問題を口実にあたかも沖縄側に選択を迫るかのような問題提起は、海洋博推進にあつた政府の見通しの甘さ、計画が予定どおり進んでいない事実を隠べいしようとする責任転嫁ではないのか。

政府は、その経過と事実を率直に認め、その反省の上に立つて対処策を講ずべきではないか。

三 海洋博に対する評価はすでに指摘したように批判と不満、不安が大半を占めているといつても言いすぎではない。とくに最近に至つては、その度合いが深刻になつてきている。反面、そのような状況下にあつても政府が海洋博はあくまでも当初計画のとおり推進するんだと言つた手前もあり、沖縄全体が海洋博を軸に動いてきたことは否定できない。従つて、海洋博の取扱いいかによつては、沖縄経済の受ける打撃と県民生活へのなおさらの犠牲は、はかり知れないものがあると言わねばならない。

今度こそ、海洋博推進のこれまでの方針を全般的に洗いなおし、県民生活に与えてきたデメリット、今後予想される深刻な打撃を解消することを最優先にきめ細かい万全の対策を講じないと取り返しのつかない最悪の事態を招くであろう。なぜなら、多言を要するまでもなく、生活必需品の八割以上、その他の諸物資もその大半を本土から移入している離島県である。沖縄は、諸物資の入手が困難となり、もの不足、物価上昇は本土以上にパニック状態をきたすであろうからである。

石油危機がこうして、本土からの船舶輸送がはかどらないとなれば、物資を海上輸送に全面的に依存する離島経済への影響は、はかり知れないものとなり、海洋博どころではなくなる可能性もある。

従つて、政府が目下進めようとしている海洋博の再検討については、当然これらの事情も考慮に入れた県民の納得のいく具体策でなければならぬと考えるが、そのような対策を可能と考えるか。

四 政府は、慢性化した物価高、インフレ、石油危機を乗り切るため、ようやく総需要の抑制を図る方針だといふ。また、公共投資の抑制・旅行、観光、レジャーの自粛などは不可避の状況下にあり、そのことは海洋博にも大きく影響するものと考えられる。去る十一月二十六日におきた那覇市のホテル現場の事故に見られるように、海洋博目当の無謀な突貫工事によつて地域住民への被害、公共面においても大きな損失を与えつつあるのである。従つて、海洋博の開催は、国内的にも国際的にも当初計画とは、かなり変わつてこざるを得ないと見るが、政府はどのようなに考えるか。

五 海洋博は、沖縄と本土との格差の是正、社会資本の充実、生活と生産基盤整備ということが大きな目的の一つであつた。しかし、実際には既に幾度も指摘してきたようにその位置づけと方向性は完全に行き詰つたと見なければならぬ。そして、石油危機は海洋博を含む今後の沖縄の振興開発計画、本土との格差の是正を進めていく方策の根本的な再検討を政府に迫るものだと考えるが、その点政府はどう考えているか。

総需要の抑制、公共設備投資の繰延べ、抑制等を行うにしても沖縄の場合も本土と画一的、同様な条件でなされるとすると、本土との格差は正は百年河清を待つものとなる。客観的に見ても、主体的にも沖縄は再び極めて重大な難関に直面しているとみなければならぬ。

政府が真に復帰後の沖縄の県民の民生の安定、社会資本の充実、基盤整備を行い、本土との格差を一日も早く是正しようと考えているならば、このような時局であればこそ、政府の責任において、そのことにふさわしい対策と新たな施策を明確にし、県民と国民の要望にこたえるべきだと考えるが、政府の今後の沖縄振興開発計画に対する基本方針はどうか。

六 政府が、以上指摘した新しい情勢を踏まえて万全の対策と方針を真剣に考え、体面にこだわつて海洋博を推進して行くならば、再三再四沖縄は大の虫を生かすために殺される小の虫になりかねない。海洋博をとり巻く諸情勢は極めて憂慮すべき事態に直面している。もし海洋博が当初の目的を達成する見通しが立たないなら思いきつてその開催を返上し、その理由を内外に率直に明らかにし、政府の責任において事後の対策を講ずることこそ賢明の策ではないか。

十分な対策もないまま、国策によつて沖縄をこの

れ以上海洋博の踏み台にしてもらいたくない。今回の延期論を見てもわかるように、海洋博推進の権限と責任が政府にあることは明白である。事態をこきまで追いこんだ責任はあけて政府にあるといつてよい。政府が、その責任は外にある。あるいは、この急迫する事態に対する具体策があるとするならばそれを明らかにされたい。

右質問する。

昭和四十八年十二月十八日
内閣総理大臣 田中 角榮
衆議院議長 前尾繁三郎殿
衆議院議員上原康助君提出沖縄国際海洋博覧会に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員上原康助君提出沖縄国際海洋博覧会に關する質問に対する答弁書

一について
海洋博は、国際博覧会条約に基づいて開催されるものであり、延期又は中止については極めて慎重に対処すべきものである。しかしながら、今回の石油の供給削減は、国民生活及び我が国経済全般に重大な影響を及ぼしつつあり、このような突発的な異常事態下にあつては、海洋博についても延期の要否を検討せざるをえなくなつてくる。

政府としては、現在、沖縄県をはじめ関係方面の意見を聴きながら慎重に検討中であり、できるだけ速やかに結論を得たいと考えている。なお、海洋博が沖縄振興開発上重要な事業であり、また、国際的な行事であることから、中止は考えていない。

二について
政府としては、海洋博を予定通り開催できるように最善の努力をなすことが地元沖縄県民の福祉の向上に寄与するものと考え、その推進に努めてきた。今回のいわば国の緊急事態に直面

国内的にも国際的にも当初計画とは、かなり変わつてこざるを得ないと見るが、政府はどのようなに考えるか。

海洋博は、沖縄と本土との格差の是正、社会資本の充実、生活と生産基盤整備ということが大きな目的の一つであつた。しかし、実際には既に幾度も指摘してきたようにその位置づけと方向性は完全に行き詰つたと見なければならぬ。そして、石油危機は海洋博を含む今後の沖縄の振興開発計画、本土との格差の是正を進めていく方策の根本的な再検討を政府に迫るものだと考えるが、その点政府はどう考えているか。

総需要の抑制、公共設備投資の繰延べ、抑制等を行うにしても沖縄の場合も本土と画一的、同様な条件でなされるとすると、本土との格差は正は百年河清を待つものとなる。客観的に見ても、主体的にも沖縄は再び極めて重大な難関に直面しているとみなければならぬ。

政府が真に復帰後の沖縄の県民の民生の安定、社会資本の充実、基盤整備を行い、本土との格差を一日も早く是正しようと考えているならば、このような時局であればこそ、政府の責任において、そのことにふさわしい対策と新たな施策を明確にし、県民と国民の要望にこたえるべきだと考えるが、政府の今後の沖縄振興開発計画に対する基本方針はどうか。

六 政府が、以上指摘した新しい情勢を踏まえて万全の対策と方針を真剣に考え、体面にこだわつて海洋博を推進して行くならば、再三再四沖縄は大の虫を生かすために殺される小の虫になりかねない。海洋博をとり巻く諸情勢は極めて憂慮すべき事態に直面している。もし海洋博が当初の目的を達成する見通しが立たないなら思いきつてその開催を返上し、その理由を内外に率直に明らかにし、政府の責任において事後の対策を講ずることこそ賢明の策ではないか。

十分な対策もないまま、国策によつて沖縄をこ

して、海洋博の延期の要否を検討せざるをえない事情となつてゐるが、政府の海洋博推進の基本は、あくまで地元沖縄県民の福祉向上にあり、海洋博準備期間中に生ずる問題の解消のため、今後とも海洋博推進対策本部の活動を更に強化し、対策の実を挙げていきたい。

三について

政府としては、現在検討中である海洋博の延期問題の結論いかにかわらず、海洋博が沖縄県の経済発展、県民の福祉向上に最も貢献しうるよう適時適切な方策を講じていく所存である。

四について

海洋博は、これまで地元沖縄県民の意見に十分な配慮を払いつつ、諸準備を進めてきており、かつ、国際的にも既定の計画をもつて説明し、その参加を招請してきたところである。

海洋博の開催時期については、現下の緊急情勢にかんがみ、検討を行わざるをえなくなつてゐるが、引き続き沖縄県民の意見に十分な配慮を払いつつ、諸準備を進めてまいりたい。

五について

沖縄振興開発計画の基本的目標は、長年にわたる本土との隔絶による各方面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたつて国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによつて、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で豊かな沖縄県を実現することであり、現時点においても、この目標は何ら変わるものではない。

六について

海洋博は、沖縄の本土復帰を記念するとともに、沖縄県の経済社会開発を促進し、県民の福祉向上に大きく寄与することを目的としてゐる。

昭和四十八年十二月十八日 衆議院会議録第七号

る。また、海洋博は条約に基づく国際的行事であり、既に多数の国々が参加の意向を表明しており、国内の準備も逐次進められつつある。したがつて、海洋博を中止することは考えておらず、延期の要否について早急に結論を得、海洋博成功のため、引き続き全般の準備を進めてまいりたい。

右答弁する。

石油供給適正化法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における国際的な石油の需給動向にかんがみ、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる事態に対処し、石油の適正な供給を確保するための措置並びにその使用を節減するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とする。

2 定義

- (1) この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。
- (2) この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて、政令で定めるものをいう。
- (3) この法律において「石油精製業者」とは、石油業法(昭和三十一年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定する特定設備を用いる石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品

の副生を除く。第六条第三項において「石油の精製」という。)の事業を行う者をいう。

- (4) この法律において「石油輸入業者」とは石油の輸入の事業を行う者をいう。
- (5) この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行う者をいう。

3 対策実施の告示等

(1) 内閣総理大臣は、我が国への石油の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するためこの法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(2) 内閣総理大臣は、(1)の事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

4 石油供給目標

通商産業大臣は、石油の輸入動向、石油の在庫状況その他の事情を勘案して、通商産業省令で定めるところにより、閣議の決定を経て、石油供給目標を定め、これを告示しなければならない。

5 石油生産計画等

(1) 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売量が一定の数量以上であることその他の通商産業省令で定める要件に該当する石油販売業者(以下「特定石油販売業者」という。)は、それぞれ、通商産業省令で定めるところにより、石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画(以下「石油生産計画等」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(2) 通商産業大臣は、石油供給目標を達成するため特に必要があると認めるときは、石油精製業者又は特定石油販売業者に対し、

その届出に係る石油生産計画又は石油販売計画を変更すべきことを指示することができる。

(3) 石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者(2)による指示があつた場合に、その指示に従つて石油生産計画等の変更をしなかつた者を除く。)は、それぞれ、その届出に係る石油生産計画等に沿つて石油の生産、輸入又は販売を行わなければならない。

(4) 通商産業大臣は、(2)による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は石油精製業者、石油輸入業者若しくは特定石油販売業者が、正当な理由なく、石油生産計画等に沿つて石油の生産輸入若しくは販売を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

6 石油の使用の制限

(1) 石油を使用する者は、政令で定める期間(以下「使用期間」という。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

① 特定石油(その使用を特に節減する必要があるものとして通商産業省令で定める石油をいう。以下同じ。)の指定がされていないとき政令で定める数量

② 特定石油の指定がされている場合において、特定石油のみを使用するとき政令で定める数量

③ 特定石油の指定がされている場合において、特定石油以外の石油のみを使用するとき①の政令で定める数量

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

- ④ 特定石油の指定がされている場合において、特定石油及び特定石油以外の石油を使用するとき①の政令で定める数量。ただし、特定石油については、②の政令で定める数量
- (2) (1)のただし書の規定による数量の指定は、石油供給目標、当該申出に係る者の当該石油の使用実績等を勘案して行うものとする。
- (3) (1)の規定は、石油を石油の精製に使用する場合には、適用しない。
- (4) 主務大臣は、(1)の規定に違反した者があつたときは、その旨を公表することができる。
- 7 石油の使用の節減
石油を使用する者(6の(1)のただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く)は、通商産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減に努めなければならない。
- 8 揮発油の使用の節減
(1) 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、自動車に直接給油する事業を行う石油販売業者に対し、揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。
- (2) 通商産業大臣は、(1)の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 9 石油の保有の指示等
(1) 通商産業大臣は、特定石油販売業者に対し、通商産業省令で定める一定量以下の数量の石油を、(2)の規定による指示が行われた場合に限り販売することができるものとして保有すべきことを指示することができる。
- (2) 通商産業大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の利益の確保のために不可欠な事業又は活動に対する石油の供給に著しい障害が生じている場合において、その事業又は活動に対する石油の供給を確保するため特に必要があると認めるときは、特定石油販売業者に対し、石油を売り渡すべきことを指示することができる。
- (3) 通商産業大臣は、(1)又は(2)の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 10 石油の供給のあつせんの指導等
(1) 通商産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業(2)において「一般消費者等」という)に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者を構成員とする団体に對し、石油の供給のあつせんその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (2) 関係行政機関の長は、一般消費者等に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、通商産業大臣に對し、(1)の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。
- 11 割当又は配給等
(1) 4(第四号)から10(第十号)までに規定する措置をもつてしては、3の(1)の第三号第一項)に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、石油の割当て若しくは配給又は石油の製造、使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。
- (2) (1)の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えないものであつてはならない。
- 12 その他
帳簿の記載義務、石油精製業者等に対する報告徴収及び立入検査、関係行政機関の長への協議、命令への委任等に関し所要の規定を設ける。
- 13 主務大臣等
(1) この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び石油を使用する者の行う事業を所管する大臣とする。ただし、11の(1)の規定に基づく政令による権限の行使(報告徴収及び立入検査の規定に係る権限の行使を含む)に関しては、その政令の定めるところによる。
- (2) この法律において主務省令は、(1)の主務大臣の発する命令とする。
- (3) この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。
- 14 適用期間等
4から13までの規定は3の(1)(対策実施の告示)の規定による告示が行われた日から3の(2)(事態消滅の告示)の規定による告示が行われる日までの間に限り、適用されるものとする。
- 15 罰則
(1) 石油生産計画等の届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金、帳簿の記載義務に反した者等は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- (2) 11の(1)(割当て又は配給等)に基づく政令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する等の規定を設けることができる。
- 16 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。
- 二 議案の修正議決理由
- 三 本修正の結果必要とする経費
本修正の結果、石油需給調整審議会の設置に必要な経費は、平年度約百五十万円の見込みである。
- 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して中曾根通商産業大臣から「修正案については、やむを得ないものと考え、旨の意見が述べられた。」と報告する。
- 昭和四十八年十二月十七日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
商工委員長 濱野 清吾
- 〔別紙〕
石油需給適正化法
(个字及び一は修正)
- (目的)
第一条 この法律は、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とする。
- (定義)
第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。
- 2 この法律において「石油製品」とは、揮発油、

燈油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む。）であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石油業法（昭和二十七年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定する特定設備を用いる石油製品の製造（石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。第六条第三項において「石油の精製」といふ。）の事業を行う者をいう。

4 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行う者をいう。

5 この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行う者をいう。

（この法律の運用方針）

第三条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たつては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に關連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

2 政府は、石油に關し必要な情報を国民に提供するように努めなければならない。

（対策実施の告示等）

第三条 内閣総理大臣は、我が国への石油の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するためこの法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

（石油供給目標）

第四条 通商産業大臣は、石油の輸入動向、石油

の在庫状況その他の事情を勘案して、通商産業省令で定めるところにより、石油供給目標を定め、これを告示しなければならない。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

（石油生産計画等）

第五条 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売量が一定の数量以上であることその他の通商産業省令で定める要件に該当する石油販売業者（以下「特定石油販売業者」といふ。）は、それぞれ、通商産業省令で定めるところにより、石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画（以下「石油生産計画等」といふ。）を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石油精製業者又は特定石油販売業者に対し、その届出に係る石油生産計画又は石油販売計画を變更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者（前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて石油生産計画又は石油販売計画の變更をしなければならぬ。）は、それぞれ、その届出に係る石油生産計画等（第一項後段の規定による變更の届出があつたときは、その變更後のもの。次項において同じ。）に沿つて石油の生産、輸入又は販売を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する石油精製業者、石油輸入業者若しくは特定石油販売業者が、正当な理由なく、その届出に係る石油生産計画等に沿つて石油の生産、輸入若しくは販売を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

（石油の使用の制限）

第六条 石油を使用する者は、政令で定める期間（以下「使用期間」といふ。）に、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

一 特定石油（その使用を特に節減する必要があるものとして通商産業省令で定める石油をいう。以下この項において同じ。）の指定がされていなくとき 政令で定める数量

二 特定石油の指定がされている場合において、特定石油のみを使用するとき 政令で定める数量

三 特定石油の指定がされている場合において、特定石油以外の石油のみを使用するとき 第一号の政令で定める数量

四 特定石油の指定がされている場合において、特定石油及び特定石油以外の石油を使用するとき 第一号の政令で定める数量。ただし、特定石油については、第二号の政令で定める数量

2 前項ただし書の規定による数量の指定は、石油供給目標、当該申請に係る者の当該石油の使用実績等を勘案して行うものとする。

3 第一項の規定は、石油を石油の精製に使用する場合に、適用しない。

4 主務大臣は、第一項の規定に違反した者があつたときは、その旨を公表することができる。

第七条 石油を使用する者（前条第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。）は、通商産業大臣が告示で定める石油使用節減

目標に従つて石油の使用の節減に努めなければならない。

（揮発油の使用の節減）

第八条 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、自動車に直接給油する事業を行う石油販売業者に対し、揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。この場合において、身体障害者その他の生活維持のために揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別の配慮をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（石油の保有の指示等）

第九条 通商産業大臣は、特定石油販売業者に対して、通商産業省令で定める数量を超えない範囲内の数量の石油を、次項の規定による指示が行われた場合に限り販売することができるとして保有すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の利益の確保のために不可欠な事業又は活動に対する石油の供給に著しい支障を生じている場合において、その事業又は活動に対する石油の供給を確保するため特に必要があるとして認めるときは、特定石油販売業者に対し、石油を売り渡すべきことを指示することができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その指示に係る措置を行わなかつたときは、その者に對し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該売渡先に石油を売り渡すべきことを命ずることができる。

昭和四十八年十二月十八日 衆議院會議録第七号 議案に関する報告書

5 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払ひ、又は受領すべき金額その他その命令の実施に關し、必要な細目、当事者間の協議により定める。

6 通商産業大臣は、第四項の規定による命令に係る完済しすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行ふものとする。

7 通商産業大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従ひ、当事者間に協議が整つたものとみなす。

9 第六項の裁定のうち当事者が支払ひ、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもちつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第六項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払ひ、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(石油の供給のあつせんの指導等)
第十〇条 通商産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業及び活動(次項において「一般消費者等」という。)に對する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者を構成員とする団体に對し、石油の供給のあつせんその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 関係行政機関の長は、一般消費者等に對する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、通商産業大臣に對し、前項の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。

(割当て又は配給等)
第十一條 第四條から前條までに規定する措置をもつてしては、第三條第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、石油の割当て若しくは配給又は石油の製造、使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に關し必要な事項

を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要の限度を超えるものであつてはならない。

(石油需給調整審議会)
第十三條 通商産業省に、附屬機関として、石油需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、関係大臣の諮問に應じ、石油の割当て又は配給その他の法律の適用に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、関係大臣に建議することができる。

4 審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以上以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(国會への報告)
第十四條 政府は、おおむね六月に一回、國會に、第四條第一項の規定による告示が行われた日から同條第二項の規定による告示が行われる日までの間におけるこの法律の施行の状況を報告するものとする。

(帳簿の記載)
第十二條 石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第六條第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その石油の使用状況に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)
第十三條 通商産業大臣は、第五條、第八條及び第九條の規定の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者若しくは石油販売業者に對し、その業務に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第六條の規定の施行に必要な限度において、石油を使用する者に對し、その石油の使用状況に關し報告させ、又はその職員に、石油を使用する者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第十二條第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、石油精製業者、石油輸入業者、石油販売業者、石油を使用する者その他政令で定める関係者に對し、同項に規定する事項に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)
第十四條 主務大臣は、第六條第一項ただし書の規定による数量の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(命令への委任)
第十五條 第十一條第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合における第四條から第九條までの規定の適用に關する措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制

定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)
第十六條 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び石油を使用する者の行う事業を所管する大臣とする。ただし、第十一條第一項の規定に基づく政令による権限の行使(第十三條第三項の規定による権限の行使を含む。)に關しては、その政令の定めるところによる。

2 この法律において主務省令は、前項本文の主務大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(適用期間等)
第十七條 第四條から前條までの規定は、第三條第一項の規定による告示が行われた日から同條第二項の規定による告示が行われる日までの間に限り、適用されるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する期間内にした行為に對する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)
第二十一條 第十條第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

(罰則)
第二十二條 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第十二條第一項又は第二項の規定に違反して、同條第一項若しくは第二項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十三條第一項から第三項までの規定によ

正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(二) 特定標準価格及び課徴金等

1 物資の指定及び特定標準価格の決定

(一) の措置(標準価格の決定、表示、指示、公表等)を講じてもおお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、その物資を指定(特定物資)する。

主務大臣は、当該指定物資のうち、取引数量等からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(特定品目)について特定標準価格を定め、これを告示しなければならない。

2 特定標準価格

特定標準価格は、全国を通じて、又は地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じて定めることができる。特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。

3 課徴金

主務大臣は、特定物資の販売価格が特定標準価格を超えていると認められるとき

は、特定物資の販売をした者に對し、その販売価格と特定標準価格との差額に販売数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4 徴収手続等

課徴金の徴収について、強制徴収、税務行政機関との相互通知等の規定を定める。

(三) 生産、輸入、保管、売渡し、輸送に関する措置

1 生産、輸入又は保管に関する指示、公表

物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、政令で、これらの物資を、生産の促進、輸入の促進又は供給の安定を図るべき物資として指定する。

主務大臣は、指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に對し、期限、数量を定めて、生産、輸入又は保管をすべきことを指示し、これに従わなかったときはその旨を公表することができる。

2 売渡し、輸送又は保管に関する指示、公表

主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することによりその

地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、同地域における物資の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、その物資の生産、輸入、販売、輸送又は保管の事業を行う者に對し、期限、数量、価格等を定めて、売渡し、輸送又は保管をすべきことを指示し、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(四) 設備投資に関する指示等

物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、六月以上の抑制期間を指定する。その期間内に政令で定める規模以上の建築物の建築又は設備の設置をしようとする者は工事計画、設備投資計画を主務大臣に届け出なければならない。主務大臣は、その計画が緊急性がないと認めるときは、計画の実施の延期又は規模の縮小を指示し、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(四) 割当て又は配給等

物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であること

により、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該物資の割当て、配給又は使用、譲渡、譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

(六) 帳簿の記載、報告徴収、立入検査等

指定物資を販売する者は、帳簿を記載し、これを保存しなければならない。主務大臣は、指定物資の取扱業者に對し、報告の徴収及び立入検査等の措置をとることができる。

(七) その他

1 権限の委任

この法律の規定による権限は、政令で定めるところにより、外局、地方支分部局又は地方公共団体の長に委任することができる。

2 その他

その他経過措置、罰則等所要の事項を定める。

(八) 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(九) 物価統制令の一部改正

1 発動要件

第四条(統制額の指定)の発動要件として「物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において他の措置に依りては価格等

の安定を確保すること困難と認むるとき」を明文化する。

2 罰則

統制額違反その他における罰金の額をそれぞれ引き上げる。

(注) 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正

1 対象物資

特定物資の範囲を拡大する。

2 売渡しに関する指示及び命令

内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限、数量、売渡先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができることとし、その指示に従わなかつたときは、その者に対し、売渡しをすべき期限、数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができるよう改める。

3 権限の委任

この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長に委任することができる規定を設ける。

4 罰則

売渡し命令の規定の新設等に伴い罰則を

整備する。

二 議案の修正議決理由

本案は、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するため、生活関連物資等の価格及び需給の調整に関する緊急措置として必要と認めるが、さらに国民生活必需物資の優先的確保及び価格の安定に努める等この法律の運用方針、国会に対する報告の義務、その他国民生活安定審議会を設置する等について、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、国民生活安定審議会の設置に要する経費は、平年度約五百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して内田経済企画庁長官から、本修正に對して「やむを得ないものと考える。」旨の意見が述べられた。

昭和四十八年十二月十八日

物価問題等に関する特別委員長 平林 剛

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

国民生活安定緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。

(この法律の運用方針)

第二条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たつては、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努めなければならない。

2 政府は、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するよう努めなければならない。

(標準価格の決定等)

第三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

第四 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「指定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となるべき品目(以下「標準品目」という。)について、遅滞なく、標準価格を定めなければならない。

2 標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者の販売価格又は標準品目の物資を使用する者に対してその標準品目の物資の販売の事業を行う者〇〇の販売価格(以下「小売価格」という。)について定めるものとする。

3 標準価格は、当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域的事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第五 主務大臣は、標準品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、標準価

格を改定するものとする。

2 標準価格は、第二條第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 前條第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(標準価格等の表示等)

第五條 標準価格が小売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物資の小売業

を行つ者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

2 主務大臣は、標準価格を小売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物資の小売業を行つ者がその標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(標準価格に関する指示等)

第六條 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目

の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

一 標準品目 標準価格(取引の態様又は地域的事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域的事情その他の事情を参酌して妥当と認められる価格。次号において同じ。)

二 標準品目以外の品目 標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(特定標準価格の決定等)

第七條 第三條から前条までに規定する措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

第二條第二項の規定は、前項の規定による指

定に準用する。

第八條 主務大臣は、前條第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「特定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「特定品目」という。)について、遅滞なく、特定標準価格を定めなければならない。

2 特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じて定めることができる。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

4 第三條第四項の規定は、第一項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第五條の規定の適用については、同條第一項及び第二項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

第九條 主務大臣は、特定品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、特定標準価格を改定するものとする。

2 特定標準価格は、第七條第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 第三條第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(課徴金)

第十條 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日前において生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費、輸入価格又は仕入価格が当該特定標準価格を定めるに当たつて基準となつた生産費、輸入価格又は仕入価格に比し著しく高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合であつて政令で定める場

合には、主務大臣は、政令で定めるところにより、同項の課徴金を減額し、又は免除することができる。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による命令の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第十一條 主務大臣は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

(税務行政機関との相互通知)

第十二條 主務大臣又はその権限の委任を受けた者は、第十〇条第一項の規定による命令をした

ときは、その内容を国税庁長官及び関係の地方公共団体の長に通知するものとする。

2 国税庁長官又は地方公共団体の長は、その所管する機関に所属する当該職員が国税又は地方税に関する調査の際に知つた第十〇条第一項の規定に該当する販売に関する事項を主務大臣に通知するものとする。

(生産に関する指示等)

第十三條 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二條第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十四條 前条第一項の規定により指定された物資の生産の事業を行つる者（主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画（以下「生産計画」という。）を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前

項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした生産業者（前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者を除く。）は、その届出に係る生産計画（第一項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

(輸入に関する指示等)

第十五條 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二條第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十六條 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行つる者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十七條 主務大臣は、前条に規定する措置をもつてしては第十五條第一項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところから従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第十八條 主務大臣は、第十六條第一項又は前条

第一項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配慮しなければならない。

(保管に関する指示等)

第十九条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

第二十条 第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第二十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(寛渡し、輸送又は保管に関する指示等)

第二十一条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該

地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、寛渡しをすべき期限及び数量、寛渡し並びに寛渡価格を定めて、当該生活関連物資等の寛渡しをすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(設備投資に関する指示等)

第二十三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済

の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として六月を下らない期間を指定することができる。

第二十三条 前条の規定により指定された期間内に建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第一項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。以下同じ。)であつて、政令で定める規模以上のものの建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該建築物の建築が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしようとする者に対し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条 第二十三条の規定により指定された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設置をしようとする事業者(その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定める事業を行う者をいい、主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下同じ。)は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

二 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(割当て又は配給等)

第二十五条 物価が著しく高騰し又は高騰するお

それがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(国民生活安定審議会)

第二十七条 総務府に、附屬機関として、国民生活安定審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に建議することができる。

4 審議会は、半導経議を有する者及び一般消費者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告)

第二十八条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

(帳簿の記載)

第二十六條 指定物資を販売する者(主務省令で定める要件に該当する者を除く)は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該指定物資に係る経理に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(立入検査等)

第三十條 主務大臣は、第五條、第六條及び第三十七條 主務大臣は、第五條、第六條及び第十條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、第十四條、第十六條、第二十一條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送の事業を行う者、生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者若しくは第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項に規定する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること

とができる。

3 主務大臣は、第二十五條第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された生活関連物資等の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第三十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第三十二條 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(権限の委任)

第三十條 この法律による権限は、政令で定めるところにより、外局の長、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(罰則)

第三十一條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二十七條第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二條 第十四條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条^七 第二十五條第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後一年以内に、この法律の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(物価統制令の一部改正)

第三條 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「主務大臣」の下に「物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」を加え、「価格等ニ」を「当該価格等ニ」に改める。

第三十三條及び第三十四條中「十万円」を「五百万円」に改める。

第三十五條中「五万円」を「三百万円」に改める。

第三十七條中「一万円」を「二十万円」に改める。

第三十八條中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十九條中「五千元」を「十万円」に改める。

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律施行の際改正前の物価統制令第四條の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(総理府設置法の一部改正)

第五條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の「中」中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

国民生活安定審議会
国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(所得税法の一部改正)

第四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項に次の一号を加える。

八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第...号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第五條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。

第三十八條第二項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第...号)の規定による課徴金及び延滞金

延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第六條 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。

第一条中「生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)」を「国民生活との関連性が高い物資又は国民生活上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。))」に改め、「国民生活の安定」の下に「と国民経済の円滑な運営」を加える。

第二条第一項中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。

第四条を次のように改める。

(売渡しに関する指示及び命令)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみににより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物

資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)

を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡し先(当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。)

3 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

4 内閣総理大臣及び主務大臣は、第二項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

5 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴え

をもつてその金額の増減を請求することができ
る。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第八条を次のように改める。

(権限の委任)

第八条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長に委任することができる。

第八条の次に次の三条を加える。

(罰則)

第九条 第四条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人

又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(別紙)

国民生活安定緊急措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 国民生活の安定を旨とし、特に生活必需物資の安定的供給の確保に努めること。

二 標準価格の決定等に当たっては、その価格が国民生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、いやしくも高位安定となることのないよう配慮すること。

三 流通機構の一層の改善を図り、生活関連物資等の価格の安定に努めること。

四 充渡し、輸送又は保管の指示を行うに当たっては、特に国民生活及び公益に関連度の高い部門の優先を旨として行うこと。

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触することのないよう努めること。

六 政府は国民生活安定審議会を積極的に活用し、その建議については、これを十分尊重すること。

七 地域住民の苦情処理等については、政府機関及び地方公共団体の相談所、消費生活センター等の活用、整備を図り万全を期すること。

八 地方公共団体への委任事務に対する財政負担等の問題を含め、実施体制の整備強化を図ること。

なお、地方公共団体は、委任事務の執行に当たって、消費者の意見を十分尊重するよう措置を講ずること。

九 政府は中小企業者の立場を十分尊重すること。

衆議院会議録第四号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二〇八 三 末七 辞任 就任

衆議院会議録第五号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三三 四 云 報告をを 報告を

衆議院会議録第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三九 四 三 遺憾 遺憾

昭和四十八年十二月十八日 衆議院會議録第七号

一七二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)